

横浜市公文書公開審査会答申
(答申第151号)

平成12年5月17日

横公審答申第151号

平成12年5月17日

横浜市長 高秀秀信 様

横浜市公文書公開審査会
会長 三辺 夏雄

横浜市公文書の公開等に関する条例第15条の規定に基づく
諮問について（答申）

平成11年4月9日消青第7号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

火災調査報告書（平成11年2月8日消青第579号）の一部開示決定
に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、火災調査報告書（平成11年2月8日消青第579号）を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、火災調査報告書（平成11年2月8日消青第579号）（以下「本件報告書」という。）の開示請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成11年2月22日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件異議申立てに係る開示請求の対象公文書となった本件報告書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、概ね次のように要約される。

(1) 火災調査報告書について

火災調査報告書は、消防法（昭和23年法律第148号。以下「法」という。）に基づき作成するものであり、その内容は、事象、供述の各々に事実の現認を行い、出火原因はもとより出火に至った人的、物的な誘因、経過、延焼拡大した素因及び損害状況を克明に記録し、それに客観的な考察を加え、最終的には、調査員の知識と経験を駆使し、判定した結果を記録した文書である。

(2) 条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号の該当性について

火災調査報告書の表紙部分のうち、火元区分及び損害額、出火箇所並びに火災原因認定書1、火災状況見分書、実況見分調書、質問調書、火災損害額関係書類には、占有者や火災第一発見者等の特定の個人の職業、氏名、年齢、家族構成、発言、行動、財産等の情報が記載されている。したがって、これらは異議申立人（以下「申立人」という。）以外の個人に関する情報であって、これらを開示すると特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることは明らかである。

(3) 条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号の該当性について

法第34条に定める質問権は、本人の意思に反して強制的な質問に対する回答を要

求するものでなく，原因調査及び損害調査を目的とする手続であると解されている。また，法第34条及び第4条に定める立入調査権では，個人の住居に立入調査を実施する場合，関係者の承諾が必要であると規定されている。このように，火災調査に当たっては，火元者及び関係者の積極的な協力なくして真実の探求は困難である。したがって，火災調査報告書の表紙部分のうち，火元区分及び損害額，出火箇所並びに火災原因認定書1，火災状況見分書，実況見分調書，質問調書，火災損害額関係書類に記載されている情報の全部を開示すると，本件火災に限らず将来の火災調査に当たり，市民等からの信頼を失い，情報収集活動に支障が生じ，資料の入手が困難となり火災調査に著しい支障が生じてしまう。

4 申立人の一部開示決定に対する意見

- (1) 当該火災の被害者である私は，その被害にかかる原因，経緯を知りたいと考えている。そのためには，火災調査報告書をより多く開示していただくしか事実を知る手段がない。守られるべきプライバシーとのバランスを考慮しても出火者氏名，出火箇所，火災概要について開示していただきたい。
- (2) 当事者の協力なくしては損害調査ができないという理由が書かれているが，火事はむしろその性質上，不特定多数に対する犯罪ではないかと思う。今回の場合，所有者の財産を侵し，また近隣にも延焼の恐怖を味あわせた。被害者（所有者，近隣）が事実を知る権利は出火者のプライバシー保護より優先されると思う。私が明らかにしてほしいのは，あくまで，火災原因，経過という事実である。調査報告書の開示といっても，個人の職業，氏名（出火者を除く。）年齢，家族構成，発言，行動，財産は火災には無関係なので，開示を求めない。自己の財産を侵害されて，その理由，経過を正確に知る権利は市民として当然あると考える。むしろ原因を公表することが，公的機関たる消防機関の公正中立性であろう。
- (3) 今回出火者は，火災調査報告書の非開示をあてにして，周囲に火災原因について虚偽の発言をしている。これは，情報非開示の悪用である。そして，悪用できること自体，情報非開示の危険性を示している。火災調査報告書は，人為的ミス又は故意が内包されていると書かれているが，消防署の調査には，経験や科学的根拠があるはずで，客観的であり尊重されるべきものである。当事者が閲覧するのに問題はないと考える。

5 審査会の判断

- (1) 火災調査の目的及び法的根拠について

火災調査とは、法第31条から第35条の4までの9箇条で規定している権限及び義務に基づき、火災の原因と損害を究明し、類似火災の防止等を図る出火予防措置、消防行政上必要な情報を取得して延焼を防止する等の消防行政目的を達成するために行うものである。

横浜市では、これらの調査について必要な事項を、火災等調査規程（昭和63年12月消防局達第30号。以下「規程」という。）で定めている。

(2) 火災調査報告書の構成書類について

火災調査報告書は、1件の火災につき、法に基づき調査した火災原因及び損害調査結果を集約した書類であり、出火原因の認定、火災現場の物的調査、人的な聴取等、各々に性質の異なる調査項目ごとに、以下の書類から構成されている。

ア 出火日時・場所、火元区分、り災程度及び出火原因等、当該報告書に係る火災の概要を総括して記録した「火災調査報告書の表紙」

イ 火災の出火原因等について実況見分調書、質問書等の各種資料に基づいて検討及び考察を行い、その最終結論を記録した「火災原因認定書」

ウ 消防隊が、火災現場への出場から火災現場全般を見分した状況を記録した「火災状況見分書」

エ 火災の鎮火後、建物や発火源、着火物となった物の焼損状況などについて、火災現場に立ち入り、発掘・復元などを行い調査し、これらの状況を記録した「実況見分調書」

オ 火災に関係ある者に対し、必要事項を質問した結果を記録した「質問調書」

カ り災した動産・不動産について、火災によって被った損害等を記録した「損害関係書類」

(3) 本件報告書について

ア 本件開示請求の対象となった本件報告書は、平成10年10月29日に青葉区内の、申立人が所有する共同住宅の1室から出火した火災の火災調査報告書である。

イ 実施機関が、本件報告書に記録されている情報のうち、条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号に該当するとして非開示とした情報は以下のとおりである。

(ア) 火災調査報告書の表紙のうち、「火元区分の職及び年齢」、「出火者の職、氏名及び年齢」、「損害額」及び「出火箇所」

- (イ) 火災原因認定書のうち，火元者等の職・氏名及び年齢，質問調書から引用された家族構成や生活習慣等に係る記述並びにそれらを基にした調査結果等
- (ウ) 火災状況見分書のうち，特定の住居を指定した記録
- (エ) 実況見分調書のうち，立会人の氏名等及び個人の住居の内部状況を記述した現場写真を含む記録
- (オ) 質問調書の全部分
- (カ) 損害関係書類のうち，申立人が所有する建物に係る部分以外の記録

ウ また，実施機関は，当該非開示部分には，火元者及び関係者の協力により得られた情報が記録されており，これらを公開すると，当該個人との信頼関係が損なわれ，以降の情報収集活動ができなくなり，同種の消防事務の公正又は円滑な執行に支障が生じるとして，同項第6号にも該当するとしている。

(4) 条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号本文の該当性について

条例第11条第2項第1号は，本人に開示しないことができる情報として，第9条第1項各号に該当する情報をあげているが，第9条第1項第1号本文では，「個人に関する情報・・・であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」を開示しないことができると規定している。

申立人は，4の(1)で，守られるべきプライバシーとのバランスを考慮しても出火者の氏名等を開示すべきと主張しているが，条例上，個人情報の開示・非開示は，一定の範囲の人が「知る・知らない」とか，一定の利害関係があるとかによってではなく，特定の個人が識別可能かどうかを客観的に判断すべきものとする。そこで，本件報告書についてみると，本号の規定に基づき開示・非開示の判断をする際には，自己の財産を消失させた出火者であっても，それが，申立人以外の特定の個人が識別可能な情報であれば，非開示とするべき情報ということができる。

実施機関が，本号を適用し非開示とした情報は(3)のイで述べたとおりであるが，これらの情報は，申立人以外の個人を識別できる情報又は個人が識別され得る情報ということができるため，本号本文に該当する。

(5) 条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号かっこ書の該当性について

条例第9条第1項第1号かっこ書では，「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により行われた許可，免許，届出その他これらに相当する行為に際して作成し，又は取得した情報であって，公開することが公益上特に必要と認められるも

の」は、公開しないことができる個人情報から除かれている。

本件報告書は、規程第60条に基づき、青葉消防署長から消防局長あてに報告した書類であることから、法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であるとはいえない。

したがって、本件報告書は、本号かっこ書に該当しない。

(6) 結論

以上のとおり、本件報告書のうち実施機関が非開示とした部分は、条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号に該当する情報であり、開示しないことができるものであるから、同項第6号の該当性について判断するまでもなく、実施機関の決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年4月9日	・ 諮問書受理
平成11年5月28日 (第201回審査会)	・ 諮問の説明
平成11年5月13日	・ 実施機関から一部開示理由説明書を受理
平成11年7月5日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年2月25日 (第219回審査会)	・ 審議
平成12年3月10日 (第220回審査会)	・ 審議
平成12年3月24日 (第221回審査会)	・ 審議
平成12年4月14日 (第222回審査会)	・ 審議
平成12年4月28日 (第223回審査会)	・ 審議